

*秘密保護法反対青森集会*

STOP！

国民の目、耳、口ふさぐ

「秘密保護法案」を廃案に

とき：１１月２１日（木）

時間：１２時１５分～

場所：青い森公園

デモ：

新町経由・県庁前まで

最高刑懲役１０年

１　「知る権利」「報道の自由」は

 　　絵に描いた餅

たとえ条文に「知る権利」「報道の自由」が盛り込まれても、それは「配慮」されるだけで、「保障」されるわけではありません。正当な取材さえ処罰されかねないあいまいさを残しています。

2　公務員も国民も国会議員も

 　　秘密に触れたら重罰に

公務員はもちろん民間業者が情報を漏らした場合、最高懲役10年以下で処罰されます。省庁間のやり取りで「特定秘密」を知った人も５年以下の懲役に。国会議員の国政調査権にも制限が加えられます。



憲法ネットあおもり　連絡先・017-762-6234（青森県労連内）

逮捕！

知ったら

*「わが国の安全保障に*

*関わる」といえば、*

*あなたが知りたい*

*原発もTPPも*

*みんな「特定秘密」に…*

4　行政の「長」が

 　　勝手に秘密指定

「秘密」指定をする人たちは、首相や外相、防衛省、警察庁長官などの行政の「長」。彼らの思惑一つで、勝手な判断で秘密の範囲は限りなく広げられ、歯止めはありません。しかも更新可能です。

3　なにが秘密…？

 　　それはヒミツ…！

「特定秘密」として①防衛、②外交、③「特定有害行為」の防止、④「テロリズム」の防止を掲げています。が、「秘密の範囲」はあいまい。「安全保障に関わる」と言えば、何でも秘密にされてしまいます。